

特 記 仕 様 書

委託番号 令和8年度 第2号
委 託 名 県営林委託事業（角チ県営林）
事業場所 甲賀市信楽町黄瀬地先

第1条 本事業の実施にあたっては、「県営(有)林事業仕様書」および「滋賀県森林作業道作設指針」によるものとする。

第2条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者を配置すること。

作業システム

1 作業システムは下表を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

施工地	作業システム	伐 倒	造 材	集 材	運 搬
	車両系集材	チェーンソー	チェーンソー	グラップル	フォワーダ・トラック

選木・間伐

1 選木基準については監督職員と協議すること。間伐方法は下表を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

施工地	作業システム	間伐方法	間伐率(本数率)	間伐率(材積率)	備 考
	車両系集材	定性間伐	31%以上	35%以内 (作業道分含む)	

2 平面図に示している間伐区域はGIS上のデータをもとに作成したものであり、実際の植生区域とは合致しない部分も想定されるため、施業前に十分確認し、現況に合わせた区域を施業すること。

造材

- 1 造材は監督職員の指示に従うものとし、造材作業にかかる前に監督職員に立会を求めること。
- 2 造材作業はなるべく平坦な場所で行うこととし、作業の安全性および素材の収益性に十分配慮すること。
- 3 造材は4 mを基本とし、予尺を含めて4.1 m以内とすること。
- 4 造材木を谷側に置く場合、残存木に傷をつけないよう立木に当てものや養生等を行い対処すること。立木に損傷を与えた場合は県の算定する賠償額を県に支払うこと。

搬出

- 1 C材は原則搬出ししないこと。C材を搬出ししないと設計材積を確保できそうにない場合は、監督職員と協議すること。
- 2 搬出木の集積地については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- 3 搬出ししない伐倒木は可能な限り等高線に平行に並べる等の林内整理を行うこと。
- 4 搬出路として使用する既設作業道は、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター（以下、「森林整備センター」とする。）による分収契約地との境界付近にあたる。森林整備センター側の立木は養生を行い傷つけないよう細心の注意を払うこと。詳細位置は、監督職員が現地において示す。
- 5 既設作業道で一部洗堀が見られる箇所に計上している敷き均しについては現地発生土で対応すること。また、敷き均し以外の作業が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。

森林作業道開設

- 1 作業道のルートは図面に示しているが、その詳細位置は、現地において監督職員と協議のうえ決定し、必要に応じて設計変更の対象とする。
- 2 作業道作設の際は、濁水等がでないように細心の注意を払うこと。
- 3 作業道開設にかかる伐採は最小限に抑えること。また、ルートの選定に当たっては伐採木が少なくなるようにすること。
- 4 谷部においては、必要に応じ洗い越し工を利用すること。
設置場所については監督職員と協議することとし、設置箇所数、設置延長に応じ設計変更の対象とする。
- 5 湧水等により、路体が軟弱になる恐れがある場合は、暗渠工を利用すること。
設置場所については監督職員と協議することとし、設置箇所数、設置延長に応じ設計変更の対象とする。
- 6 支障木の根株は盛土法面に配置し利用すること。ただし路体には埋め込まないこと。
- 7 谷側盛土部分の転圧工程、地山側のほぐし工程においては竣工後確認ができないため、監督職員による段階確認を適時行うので留意すること。また、段階確認の時期については監督職員との協議により定めることとする。
- 8 掘削時に発生する不安定土砂の扱いには十分注意すること。特に、盛土法面処理施工段階においては、土砂が谷側に流出する可能性が高いので、表土を貼りつけその上に盛土を行う工程では、積み上げる法勾配に配慮するとともに履帯による転圧を路肩部分まで充分に行うこと。
- 9 当作業道が土砂災害の原因となってはならない。このため、路面の雨水が一点に集中することの無いようその処理には特に注意を要する。降雨時には現場のパトロールを行うなど被災防止のための対策を講じること。
- 10 土砂等の持込みおよび持ち出しは行わないこと。

施工管理

- 1 間伐木の出来形管理は「一般土木工事等施工管理基準」（平成16年12月滋賀県）の本数調整伐を間伐に読み替えて行うこととし、森林作業道の出来高管理については別表 出来高管理基準によることとする。
- 2 周囲測量において、測量方法はポケットコンパス等およびGNSS測位機器によるものとする。なお、作業道測量においてはGNSS測位機器による測量を認めない。
- 3 周囲測量において、県営林境界部分については、必要に応じて既設杭のデータを利用すること。

- 4 ポケットコンパス等による測量においては、全測点のうち、その一点以上をGPS受信機等により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地系第Ⅵ系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることができる。なお、測位に使用するGPS受信機は、その公表されているカタログにおいてサブメータ以上の精度を有すること。
- 5 GNSS測位機器による測量においては、滋賀県造林事業実施要領の運用について（平成14年6月28日伺定）の別表3「GNSS 測位機器による造林補助金交付申請マニュアル（事業主体用）」に準じること。
- 6 事業の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を受けること。
- 7 伐採本数の出来型管理については、全数管理とし、切り株にナンバーテープ等をつけ明示すること。また、伐採した本数、ナンバーを管理し、1週間毎に発注者に報告すること。

研修等への協力

- 1 本事業地において、滋賀県等が研修、調査等を行う場合には、これに協力すること。

その他

- 1 林内は火気厳禁とする。また林内で発生したごみは放置しないこと。
- 2 事故の無いよう充分注意し、安全管理に努めること。
- 3 今後の県事業の参考とするため、事業実施後、素材生産費及び運材費、木材販売費、販売先など情報提供を求めた場合は資料等の作成について県に協力すること。
- 4 作業箇所の一部が民有林に隣接しているため、作業開始前には境界を確認し、誤伐を防止する対策を十分にとること。
- 5 当該地は土砂流出防備保安林、三上・田上・信楽県立自然公園の第3種特別地域、及び砂防指定地に指定されているため、施業にあたってはこれらの関係法令を遵守すること。
- 6 施業上やむを得ず境界杭を移動等させた場合は施業完了後に杭の復元を行うこと。
- 7 当施工地は、止め山により9月上旬～11月上旬までは現地作業を行うことができないので留意すること。ただし、地元協議等により、作業の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 8 事業の完了にあたっては、**重機等撤収前に監督職員の現地確認を受けなければならない。**

別表 出来形管理基準(森林作業道)

(1) 出来形管理基準一覧表

出来形管理基準			出来形管理方法		
項目	測定基準	規格値	出来形図	出来高 計算書	出来形 成果表
延長	全測点 (コンパス測量)	測点間距離 ± 20cm	測量図、成果表を作成		
幅員	施工延長100mにつき1箇所(100m以下は2箇所)	設計値以上	出来形成果表を作成		
縦断勾配	施工延長50mにつき1箇所	滋賀県森林作業道作設指針による	出来形成果表を作成		

※延長の出来形管理にあたっては、作設箇所の地山勾配を測定し、緩(0~20°)、中(20~30°)、急(30°以上)の傾斜区分で各延長を管理すること。なお、地山勾配の測定方法・測定基準等については、監督職員と別途協議すること。

(2) 出来形管理写真撮影箇所一覧表

出来形管理写真					
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	撮影場所
土工	盛土	床堀基礎 第1回転圧	施工中 施行中	施工延長200m につき1箇所	遠景および近景
		路体状況	施工後	施工延長200m につき1箇所 (200m以下は2箇所)	